

オオヤマザクラの苗木を手に、  
そのいわれを話す稻田忠良さん

柄尾城跡は、県指定の史跡であり、柄尾市の貴重な文化財です。最近の観光ブームを反映して、この戦国時代の壮大な山城の遺構を見に訪れる人が増えています。

市は、この柄尾城跡を貴重な文化財として現状のまま保存しつつ観光資源として開発し、調和の取れた観光地とするためいろいろ検討し、その第一歩として、通称千人溜りから松の丸の一帯約一・五㌶を植えることにしました。

なお、桜を植えるに際し、この桜を市民がより身近なものとして愛し、将来にわたって大切にしていただけよう、みなさんから植え育てていた大切なことです。

十一月六日曜日を植える

人

が増えています。

市は、この柄尾城跡を貴重な文化財として現状のまま保

存しつつ観光資源として開発

し、調和の取れた観光地とす

るためいろいろ検討し、その

第一歩として、通称千人溜り

から松の丸の一帯約一・五㌶

を植えることにしました。

なお、桜を植えるに際し、

この桜を市民がより身近なも

のとして愛し、将来にわたつ

て大切にしていただけよう、

みなさんから植え育てていた

大切なことです。

十一月六日曜日を植える

## 桜を植える 市民大会 実施要項

### ▼植える日

十一月六日(日)(雨天の場合

は十三日(日)とします)

午前九時に市内表町諏訪神社境内に集合し、苗木(樹高二~三尺)を会場まで運んで植えるとともに、添え木を立て冬囲いを行います。

なお、植える場所は、主催者があらかじめ刈り払いと掘削をしておきます。

午前九時までには終ります。

作業できる身支度で、スコップ・軍手・カッターまたはハサミ・油性ファルトベン。

作業は正午までには終ります。

作業できる身支度で、スコ

ップ・軍手・カッターまたはハサミ・油性ファルトベ

ン。

予定ですので、オニギリなどを持参されてもいいかと思

います。

作業は正午までには終ります。

作業できる身支度で、スコ

ップ・軍手・カッターまたはハサミ・油性ファルトベ

# 都市計画道路 変更計画のお知らせ

いまの都市計画道路の計画は、決定からすでに十二年を経ています。

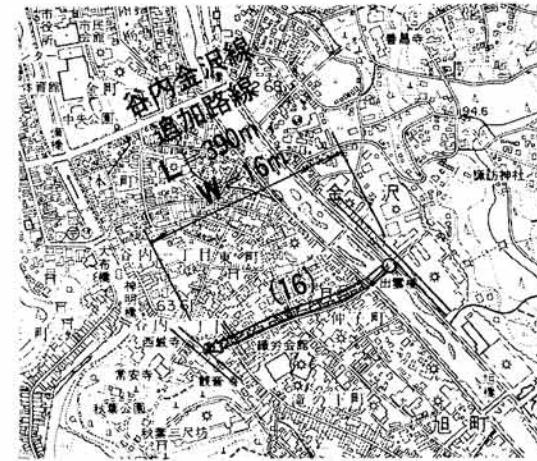
八月には国道351号の新横トンネルが開通し、バイパス（通称快速道路）の工事も進むなど、市内の幹線道路は着々と整備されつつあります。また技術的にいろいろな面で進歩しています。

これらのことから、都市計画道路の法線変更や起終点の変更が必要となったため、全般的に見直しを行い、次の五路線について変更・追加を行い、県・市の都市計画審議会の審議を受ける予定です。

なお、審議の結果計画決定されましたら、実現に向けて努力をして行きますので、市民の皆様のなお一層の協力をお願いいたします。

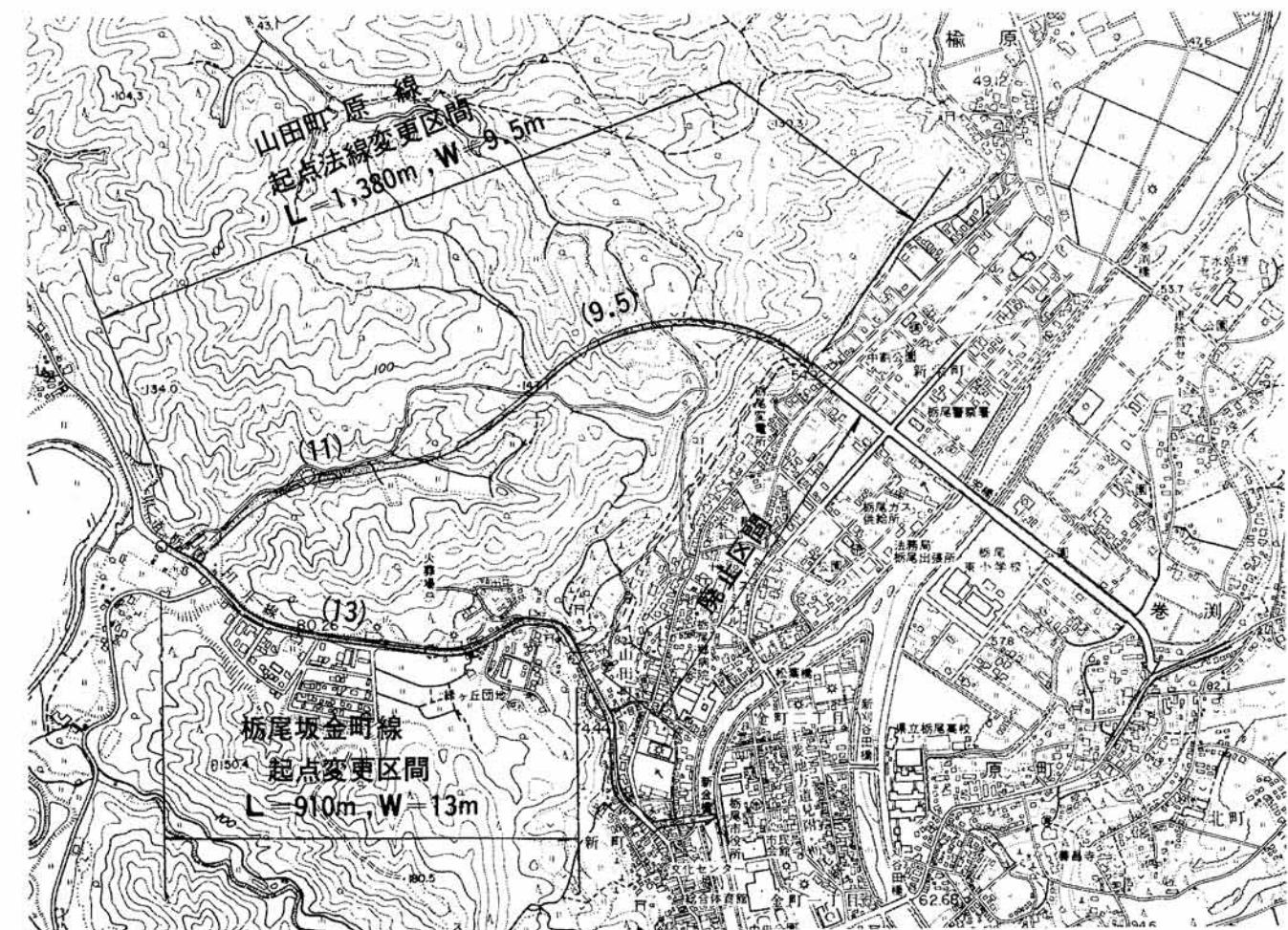
## 谷内金沢線

市街地の活性化と土地利用、および冬の交通確保を図るために、通称出雲小路を都市計画道路谷内金沢線として追加するものです。



## 山田町原線 板尾坂金町線

山田町原線は、昭和四十三年に法線決定されましたが、その後トンネルでの施工が技術的に可能になったことから、地すべり地・雪崩の常襲地を避けたルートに変更するものです。また、これに合わせ板尾坂金町線の起点も山田町原線の起点まで延長します。



## 都市計画とは

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために土地利用、都市施設の整備などに関する計画で、住居地域に工場などを建てるなどを制限して、よりよい居住環境をつくるための用途別地域の指定とか、計画区域内の道路、公園の整備などを定めます。

板尾市の都市計画は、昭和四八年十二月二十五日に現在の計画区域が認可決定し、都市計画道路は、八路線延長にして約十九キロドールが、昭和五十一年十月五日によりのように計画決定されています。

この都市計画道路約十九キロドールのうち、整備済み延長は四・七キロドールで全体の二五%となっています。現在は、大野町地内の岩の鼻橋から同じく大野町の県道板尾山古志線まで（西谷川右岸側）の谷内大野町線の工事と、巻瀬地内の国道290号バイパス（環状線）工事を行っています。

## 環状線

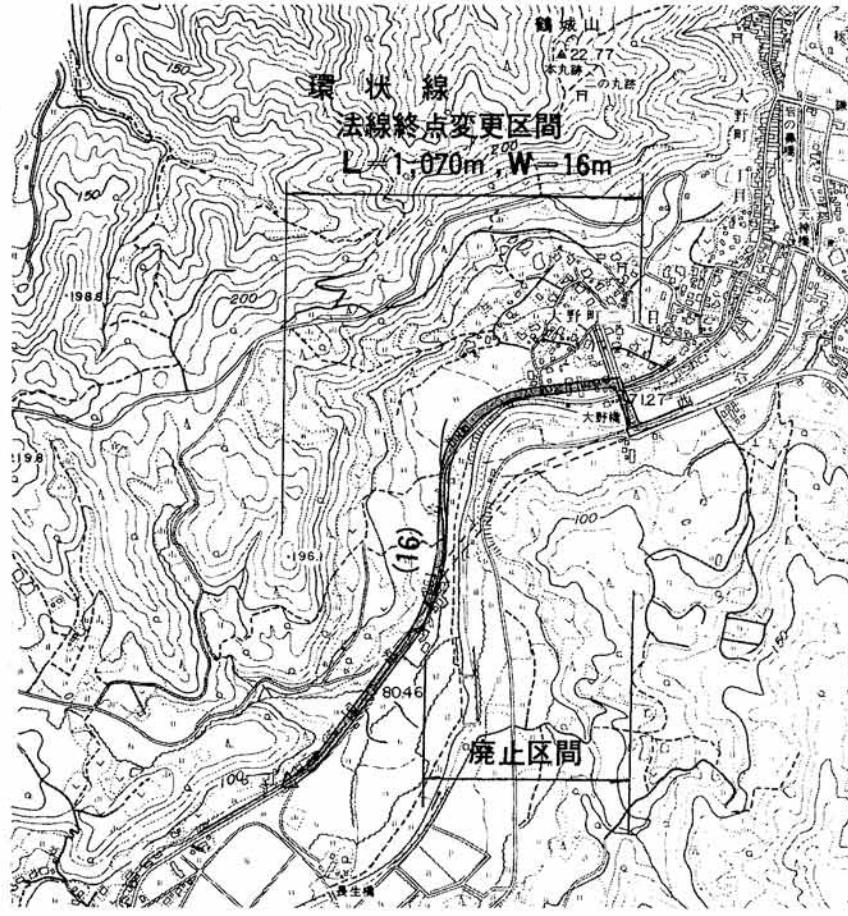
（金沢・平地内）

国道290号バイパス工事を進めるにあたり、詳しい調査および工法の検討を行ったところ、一部地すべりを誘発する個所が明らかになったことと、沿道の土地利用を考えて、幅員と法線を変更するものです。

## 環状線

（大野町・北荷頃地内）

現在、国道351号バイパス工事が進められておりますが、このバイパスは現国道351号や農免道路北荷頃線と立体交差して大野橋右岸詰めで県道板尾山古志線に接続します。これにより、バイパスと都市計画道路が重複するため、沿道の土地利用を考えて大野橋を渡り西谷川左岸に法線を変更するものです。



## (南中学校29年のあゆみ)



南中学校校章

- |       |  |
|-------|--|
| 年・月   | 主なできごと   |
| 35・4  | 入東谷中・西谷中・中野俣中が統合し<br>南中学校が誕生（名目統合）   |
| 37・4  | 新校舎完成・移転（実質統合）<br>7 市内球技・格技大会で4種目制覇  |
| 38・7  | 市内球技大会でバレーボール・女子卓<br>球優勝   |
| 39・4  | ミルク給食始まる<br>7 中越地区体操 個人及び団体優勝  |
| 40・7  | 市内球技大会 女子卓球優勝<br>8 初の同窓会総会開かれる<br>11 体育館完成・竣工記念式典                                    |
| 41・4  | 市教委・バスケットボール協会主催コ<br>ート開き バスケット部創設<br>7 市内球技大会 バレーボール優勝                              |
| 42・11 | 保健衛生学習発表県大会開かれる  |
| 43・8  | 薬草採集始まる  |
| 44・10 | 創立10周年記念式典、完全給食始まる   |
| 45・10 | 市民駅伝大会優勝   |
| 46・10 | 市民駅伝大会優勝   |
| 47・7  | プール開き 竣工記念式典   |
| 48・2  | 集団風邪発生、臨時休校<br>7 市内球技大会 バスケットボール優勝<br>10 市民駅伝大会優勝                                    |
| 49・5  | 初の関西方面修学旅行を実施する<br>10 長岡南中に生徒会役員・学級委員1日<br>留学する                                      |
| 50・10 | 市教委指定研究会開催   |
| 51・3  | 学校保健優良校として県表彰<br>7 市内球技大会 バレーボール優勝   |
| 52・7  | 守門登山開始（2年生）<br>10 繁殖に熊出現のため集団登下校   |
| 53・6  | 水害により臨時休校  |
| 54・6  | 市内球技大会 3種目制覇<br>11 市民駅伝大会優勝、県P.T.A表彰   |
| 55・7  | 夏季鍛練を学年別に実施<br>10 創立20周年記念式典   |
| 56・6  | 学区小中5か校連絡会開始<br>11 市民駅伝大会優勝  |
| 58・2  | 冬季鍛練（1泊2日）開始<br>11 市民駅伝大会優勝（3連覇特別表彰）   |
| 59・2  | スキー場開設記念式典<br>5 勤労生産活動の一つとして、なめこ・<br>しいたけ駒打ち作業開始<br>8 南中祭を盛大に挙行<br>11 市民駅伝大会優勝、炭焼き作業 |
| 60・5  | スキー場跡に杉苗250本植樹<br>6 市内球技大会 卓球男子優勝<br>10 県へき地複式研究大会開催<br>11 市民駅伝大会優勝（五連覇表彰）           |
| 61・2  | 豪雪のため西側校舎屋根破損<br>8 所沢のサマースクール開校（200名）<br>11 葛の種を探集し中国へ送る                             |
| 62・7  | 閉校記念事業実行委員会設立<br>7～8 北信越及び県陸上大会 3種A優勝  |

豊かな社会体験

本人からの学校長あての手紙のなかに「技能はもちろん、人格的にもきらり研さん努め、日本の代表として」との一節があります。このことは、後に続く南中学校生にどんなにか勇気と夢を与えたか計り知れないものがあります。

「黄色い巨竜に緑を贈ろう」

世界に視野開く生徒会  
「黄色い巨竜に緑を贈ろう」と題して朝日新聞は、中国の黃河流域の綠化推進運動に本校が葛の種（フジツル）を採集し、応援していることを報じました。秋の深まっているところ、分団ごとに山野に分け入り、家に持ち帰ってサヤから種を出し乾燥させる一連の作業は、本校生徒だからできる丹念さが求められます。

緑豊かな柄尾を誇るだけでなく自分たちのできる地道な活動を通して、広く国際社会にも目を向けています。

閉校そして新しい夢

地域には閉校を惜しむ声が多くあります。三中学校時代から南中までの四十二年間、卒業者総数は三千九百九十二名、そのうち南中卒業生は二千四百十名になります。“若月の丘”と呼ばれ、南中生

南中学校の歴史を語る

昭和三十五年四月、三中学校の生徒数減少に伴い南中学校が誕生しました。二年間は旧学校校舎と子び、三十七年四月から新校舎となりました。柄尾市が建築した最後の木造校舎で、他校に比べ廊下も広く、いまだに美しい輝きを保っています。

当時は生徒数四百七十三名、十二級で、「県下最大規模のへき地校」と読売新聞に報道されました。市内でも柄尾中に次ぐ規模でした

南中学校の歴史を語るとき、初  
校歌の制定

地域の支援

県書道界に名をはせる中俣兄弟の筆による額が、校長室と体育館に掲示されています。

金ノタリノ聲

「貴校出身の諏佐豊利君は、ア  
風潮の中で、南中にはひざをつき  
額に汗して掃除する生徒の姿があ  
ります。各種団体が主催する大会に  
にも、こぞって参加しようとすると  
意欲が強く、体育祭や文化祭など  
への取り組みにも、情熱と創意が  
あふれています。  
自ら学び、自ら主体的に生きよ  
うとする姿勢が、生徒たちの学校  
生活に反映しています。その結果  
が学習の成果にもはつきりとした  
形となつて現れています。

閉校そして新しい歴史に向けて ⑤

# 山あいに響く南中生の歌声

南中学校



初代校長が名付けた若月の丘に集い、歌つた  
歌声を聞いてみたい。

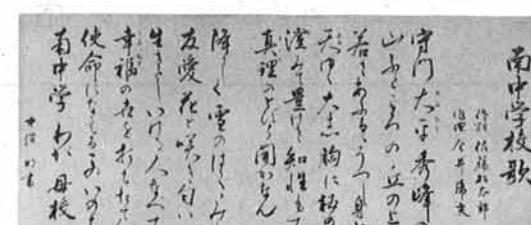
The image consists of three vertically stacked black and white photographs. The top photograph shows a two-story wooden building with a tiled roof, identified as the former Nishi-Tokorozawa Middle School. The middle photograph shows a long, multi-story wooden building with many windows, identified as the former Minamitama Middle School. The bottom photograph shows a large wooden building with a prominent water tower in the background, identified as the former Ochiai Middle School.

3中学校が統合して南中になったこと、ベン先は学ぶものは常に有能であるの意味を。3地域がたくましい卒業生により、ますます親和のうえ発展するアイデアを表す。

能国際大会に、木型部門の日本代表選手として出場し、強豪韓国、西ドイツをおさえみごと優勝することができました」と、五十六年七月トヨタ自動車から通知を受けました。

本人からの学校長あての手紙のなかに「技能はもちろん、人格的にもさらに研さんん努め、日本の代表として……」の一節があります。このことは、後に続く南中学校生にどんなにか勇気と夢を与えたか計り知れないものがあります。

は教育に積極進取の気運を見る事ができます。この多様な活動の資金として、山菜取りや薬草採集・廃品回収、牛によつては炭焼きなどの労働四人が充てられます。



## 9月に行った南中最後の体育祭

# 信頼関係に基づく生徒指導

## 板尾市教育委員会

七校二校にするという大規模な統合は、当市にとって初めての試みであり、市教育委員会としても懸案事項が山積していますが、生徒や家庭にとつても不安・焦燥・疑問等が数多くあることと思います。

その中でも特に、生徒指導に関することで、多くの市民が心配しているのが実情と思われます。

### 心配されること

父母を始め、多くの市民が心配している内容としては、新設される学校であるから、すべてこれから築いていかなければならないが、良い校風を作っていくだろうか。

▽生活環境、地域環境の異なる町部と村部の生徒たちの、相互理解や融和がうまく図られるだろうか。

▽小規模校の生徒が、多数の生徒の中に抵抗なく溶け込み、学校生活が楽しく送れ

るだろうか。

▽純朴で抵抗力に乏しい村部の生徒たちが、いじめや問題行動に巻き込まれないだ

らうか。

▽校舎が拡大し、保護者間の理解と協力が円滑にいくだ

ろうか。

▽学校が遠くなるので、校外での生徒の生活実態が把握できがたいが、そのことに問題はないだろうか。

▽生徒増により、教師の目が届かなかつたり、生徒とのつながりが弱まるのではないか。

多くの不安や心配があることは当然ですが、それを一つずつ克服していくなければなりません。中学生時代は、思春期といふ難しい年ごろなので、対応を誤らないよう最善の努力を払わなければなりません。生徒指導の原点は人間関係であり、自己実現に努力する

教育の基盤は家庭であり、地域でもあります。殊に生徒指導に関することは、親子関係、両親の考え方や生き方、家庭生活の内容などプライバシーの問題が大きく左右します。学校だけではなく、家庭だけではなく、家庭の信頼関係を築き、それを保持するように努めていただきたい。教育は信頼関係の上に成立する問題行動を未然に防ぎ、統合の効果を初期の目的どおりあげるために、特に意を用いてほしい点をいくつか述べ、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

(1) 学校と家庭の信頼関係を築き、それを保持するように努めていただきたい。教育は信頼関係の上に成立する問題行動を未然に防ぎ、統合の効果を初期の目的どおりあげるために、特に意を用いてほしい点をいくつか述べ、ご協力ををお願いします。

（2）学校との連絡提携を一層密にしていただきたい。学校が遠くなるので、何かと不便が多くなりますが、子どもたちには希望と期待を持たせることが何よりも大切です。

（3）日常生活の中で、子どもたちの変化を見落とさず、問題行動の前兆であるなら、早期に指導の手を打たなければなりません。服装・言動・生活の乱れは非行への前兆ともいえます。子どもたちの悩みや苦しみを早く察知して善処する努力を払い

たいものです。学校のきまりや約束ごとは、集団生活を営む上での欠かすことのできないものです。

（4）生徒が安定した学校生活を営む基礎は、家庭の安定あります。健康で明るい和やかな家庭にするため、一層の工夫と努力をお願いします。

（5）節度ある日常生活が、健全育成への重要なポイントとなる大切となります。

（6）生徒指導にすることは、開校後学校からいろいろな連絡があることだと思いますので、学校と家庭が一貫した態度で当ることが大切となります。

（7）生徒が安定した学校生活を営む基础は、家庭の安定あります。健康で明るい和やかな家庭にするため、一層の工夫と努力をお願いします。

## 本年度の対策

統合校が安定する条件は、統合前の学校生活が安定して、地域行事への参加、地域の子としての指導など従来以上の協力ををお願いします。

またスマートな統合と統合後の融和を考え、あらゆる場や機会を通じて意図的に指導に取り組んでいます。例えば全市的な行事で集まる場合は、もちろん、各学校は機会を見定めに真剣に取り組んでいます。

一方社会教育の一環として、各学校で家庭教育学習会を開催し実施しています。わずか二回ですが、一回目は既に七月で終わり、二回目を二学期中に予定しています。ぜひご親で参加してほしいと念願しています。

## 独り暮らし老人世帯の防火診断

昨年、全国での火災による死者のうち、四八・一%を高齢者が占めています。今後さらに高齢化が進むにつれ、この傾向が強まるおそれがあります。

消防署では、十月月中旬から十一月中旬にかけて、正しい火器具の使い方、管理および非常時の避難などを、独り暮らし老人世帯の特別防火診断を計画しています。消防署員がお伺いした際にはご協力を

## 秋の火災予防運動

10月26日(水)~11月1日(火)

统一標語  
“その火 その時 すぐ始末！”

ガスコンロよし！  
コンセントよし！  
指さし防火確認運動

昭和六十二年中の火災で、所を離れるときには、火の元の確実な安全確認を励行し、ウッカリ火災が例年発生しています。

外出前や火を使っている場所を離れるときには、火の元が一位、ストーブ四位、ふろが五六位となつており、この三つで全体の三〇・一二%を占めています。

燃焼機器の点検整備を

昭和六十二年中の火災で、原因となつた器具ではコンロが一位、ストーブ四位、ふろが五六位となつており、この三つで全体の三〇・一二%を占めています。

外出前や火を使っている場所を離れるときには、火の元が一位、ストーブ四位、ふろが五六位となつており、この三つで全体の三〇・一二%を占めています。

外出前や火を使っている場所を離れるときには、火の元が一位、ストーブ四位、ふろが五六位となつており、この三つで全体の三〇・一二%を占めています。

外出前や火を使っている場所を離れるときには、火の元が一位、ストーブ四位、ふろが五六位となつており、この三つで全体の三〇・一二%を占めています。

外出前や火を使っている場所を離れるときには、火の元が一位、ストーブ四位、ふろが五六位となつており、この三つで全体の三〇・一二%を占めています。

外出前や火を使っている場所を離れるときには、火の元が一位、ストーブ四位、ふろが五六位となつおり、この三つで全体の三〇・一二%を占めています。



統合について多くの意見が出された少年の主張大会



合同修学旅行で、楽しい食事をしながらの交歓会

## 地域での対応

地域での教育力を從来以上に高めていただきたいのです。が、学校が遠くなり、学区が広範囲となりますので、「おらが学校」という意識は希薄になります。しかしもしさせんが、地域の子どもであることには変わりがないのですから、環

域の指導は、家庭の安定あります。健康で明るい和やかな家庭にするため、一層の工夫と努力をお願いします。

（1）寝たまごや、たまごの投げ捨てるしない

（2）サイレンを一分間鳴らします。また、各消防器具置場でもサイレン、半鐘を鳴らします。

（3）十月二十六日(水)、午前八時三十分に消防署の

（4）次のこと为重点に運動を実施します

（5）七つのポイント

（6）期間中の主な行事

（7）本年度の対策

（8）

（9）

（10）

（11）

（12）

（13）

（14）

（15）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）

（24）

（25）

（26）

（27）

（28）

（29）

（30）

（31）

（32）

（33）

（34）

（35）

（36）

（37）

（38）

（39）

（40）

（41）

（



古文書  
店報

# おしらせ版 63年10月10日

発行 新潟県板尾市長 編集 板尾市企画財政課 ☎ 0258(52)5816

## 募集します 老人家庭奉仕員

老人福祉対策の充実を図るためにこれまで2人だった老人家庭奉仕員を3人に増員します。老人家庭奉仕員は、高齢者の家庭を訪問し、話し相手になったり、生活上の手助け役として活動するものです。

健康で明るく、ボランティア精神に富む人からの応募をお待ちしています。  
受験資格=板尾市内に住所があり昭和18年3月31日から昭和28年4月2日までに生まれた人。

採用身分=板尾市の臨時職員となります。  
勤務時間=午前9時から午後4時まで  
待遇=日給5,000円

募集人数=1人

申込期間=10月15日~31日

提出書類=①申込書(市福祉事務所に用意)と②在宅福祉をテーマとする作文(400字詰め原稿用紙2枚程度に記入)

選考方法=面接試験で選考。期日は申込者に後日通知します。

問い合わせ=詳しくは、市福祉事務所福祉係☎52-5846におたずねください。

## 今月の税金

- ▷ 市・県民税
- ▷ 国民健康保険税
- ▷ 国民年金保険料

納期 10月31日

△市文化センター(相談室)  
△土曜は午前9時~午後4時  
△平日は午前9時~午後4時  
△毎週水曜日、午前10時から30分まで  
△土曜は午前9時~正午まで  
△家庭児童相談室(木造別館)  
△社会福祉協議会(木造別館)

青少年問題相談

心配ごと相談

家庭児童相談

税務相談

国民年金相談

停電  
大野の一部  
(斎忠ガソリンスタンド付近)  
とき 10月19日(水)  
午前9時~11時

交通事故 9月 9件  
死者 0人  
傷者 9人  
累計 56件  
死者 0人  
傷者 64人

~歩行者・自転車乗りもルールを守りましょう~

## 板尾市の職員給与等の公表 (市職員の給与等の実態と国および新潟県の職員との比較を公表します。)

### (1) 人事費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	実質取支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)61年度の 人件費率
62年度	63.3.31 29,394人	千円 7,343,497	千円 308,784	千円 1,604,541	% 21.8	% 24.0

① 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数A	給与費			1人当たり給与額(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
63年度	309人	千円 815,753	千円 151,230	千円 341,780	千円 4,235

① 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 給与費は当初予算に計上された額であり、給与改善分は含まれていません。

### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(63年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
板尾市	円 231,464	円 259,515	歳 39.10	円 174,330	円 194,611	歳 43.7
国	円 240,510	円 220,720	歳 39.5	円 258,539	円 286,549	歳 47.7
新潟県	円 255,211	円 298,398	歳 39.5	円 117,900円	円 130,100円	歳 46.9

### (4) 職員の初任給の状況(63年4月1日現在)

区分	板尾市		国及び新潟県	
	決定初任給	採用2年経過日給	初任給	採用2年経過日給
一般行政職	大学卒 117,900円	130,100円	大学卒 117,900円	130,100円
	高校卒 99,500円	105,900円	高校卒 99,500円	105,900円

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(63年4月1日現在)

区分	経験年数10年			経験年数15年			経験年数20年		
	板尾市	大学卒	高校卒	板尾市	大学卒	高校卒	板尾市	大学卒	高校卒
一般行政職		186,900円	222,800円		259,100円				
	高 校 卒	149,200円	186,900円		222,800円				
新潟県		201,202円	250,552円		310,207円				
一般行政職		154,576円	206,721円		251,808円				

① 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の年数をいいます。

### (6) 一般行政職の等級別職員数の状況(63年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
	標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	係長 主査	補佐 係長	補佐	課長	課長	
職員数	人 5	人 15	人 69	人 56	人 27	人 14	人 10	人 7	人 203
構成比	% 2.5	% 7.4	% 34.0	% 27.6	% 13.3	% 6.9	% 4.9	% 3.4	% 100
参考	1年前の構成比 %	8.7	36.9	24.8	14.6	5.3	3.4	3.9	100
	5年前の構成比 %	16.5	46.5	22.8		7.8			

② 1. 板尾市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

### (7) 昇給期間短縮の状況

区分	区 分		区 分	区 分	
	職員数(A)	年	職員数(A)	年	度
62年	206人	4人	202人	6人	
		普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数(B)			
		1.9%			

② 1. 板尾市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

### (8) 職員手当の状況(63年4月1日現在)

区分	板尾市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分
12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分
3ヶ月	0.5月分	一月分	3ヶ月	0.5月分
計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分

② 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 給与費は当初予算に計上された額であり、給与改善分は含まれていません。

区分	区 分		全職種	
<





# 支払いました 児童手当

昭和六十三年度十月期分  
(六月から九月まで)の児童手当を十月十一日付けで各受給者の口座に振り込みました。  
▼詳しくは、市民課国民年金係(☎ 52局五八三五)へ。

▼昭和五十七年四月二日以降に生まれた二人目のお子さんについて、月額二千五百円。三人目以降の子どもさるものです。地域の皆さんは一人につき月額五千円。

▼詳しくは、市民課国民年金係(☎ 52局五八三五)へ。

# 漁業センサス統計調査実施

農林水産省では、十一月一日現在で漁業センサス(統計調査)を実施します。これは、我が国の漁業の実態を明らかにして、今後の水産行政に役立てる重要な調査です。鯉養殖など漁業に関係するお宅に調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

▼詳しくは、市企画財政課交問合せ(☎ 52局五八一)におたずねください。

# 改正されました電気工事に関する法律

電気工事士法、電気工事業法の二つの法律が改正され、本年九月一日から施工されました。現在、電気工事の状を持つている人や電気工事を行っている人はこの法律の改正に伴って必要な手続や講習等が必要になります。

▼詳しくは、県庁工業振興課(☎ 0251-2851-5555)におたずねください。

# 行政書士業務無料相談会

新潟県行政書士会中越支部では、行政書士の業務を理解していただくため行政書士無料相談会を開催します。

期日: 十月二十九日(土)午前

# 精神保健相談 栃尾保健所

イライラする人、気持ちが沈みがちの人など心の悩みを相談ください。

期日: 十月四日(金)午後二時

十時から午後四時まで。

会場: 市民会館小ホール

内容: ①官公署に提出する書類に關すること。②各種許可申請に關すること。

許可申請に關すること。

# お七す

国民年金

国民年金特集号  
63・10・25

発行 新潟県栃尾市長  
編集 市民課国民年金係  
(TEL 52-5835)



## なぜ!! 国民年金は必要なのでですか

世界一の長寿国ニッポン! 長生きできる国は素晴らしい。わたしたちは大いに胸を張つていいのですが、長い老後の行く末を思うとき喜んではばかりいません。老後の生活設計が必要なのはわかりますが、どうすればうまく描けるのでしょうか。

老後といえば必ずおカネ。快適な暮らしを支える経済的な裏付を欠くと、すべて「絵に描いたモチ」に終わってしまいます。

老後の明るいかけ橋国民年金

また、長い人生の間には、病気や事故により死亡したり、障害者にならないとはだれも否定できません。

国民年金は、そんな『もしも……』のときの備えや老後の生活設計に欠かすことのできないものです。国民年金は、国が責任を持って管理・運営をしていますから、将来の安定した生活を保障する最も安全で確実な制度です。

年金は社会に一役老後に主役



## 20市の国民年金の状況

(62年度)

保険料収納率 (%)	保険料免除率 (%)	付加年金加入率 (%)
新井 99.8%	小千谷 7.5%	白根 52.3%
栃尾 99.6	栃尾 8.5	栃尾 31.6
見附 98.2	見附 10.1	見附 21.6
糸魚川 97.9	加茂 10.2	加茂 18.8
燕 97.8	十日町 10.4	五泉 18.7
上越 97.6	新津 10.8	新発田 18.4
十日町 96.1	燕 10.8	県平均 18.3
加茂 96.0	白根 10.9	小千谷 17.7
小千谷 95.8	県平均 11.9	三条 17.5
白根 95.7	柏崎 12.4	豊栄 16.9
柏崎 95.3	新潟 12.7	村上 16.2
村上 94.5	新井 13.7	新津 15.9
県平均 94.3	長岡 14.2	燕 15.8
三条 93.8	新発田 14.9	両津 14.0
両津 93.4	上越 15.6	新井 12.8
長岡 93.0	五泉 15.7	糸魚川 12.6
豊栄 92.6	糸魚川 16.1	上越 12.5
五泉 91.9	三条 16.4	柏崎 12.4
新津 90.9	豊栄 17.0	十日町 11.0
新発田 88.6	村上 17.2	長岡 10.7
新潟 82.2	両津 17.6	新潟 8.2

☆保険料の収納率が高いほど、未納が少ないになりますから、年金を受けられない人が、少なくなります。

☆保険料の免除率が低いほど、老齢年金の満額年金を受けられる人が多くなります。

☆付加年金加入率が高いほど、満額年金に付加年金額をプラスした、より高額な年金を受ける人が多くなります。



## 年金制度のあゆみ

☆昭和34年11月1日

保険料を納めないでも受けられる、福祉年金ができました。

☆昭和36年4月1日

保険料を納めることによって、年金が受けられる拠出年金ができました。

これにより、昔のように一つの職場に一生勤めて定年退職をしなければ、年金が受けられないという時代はなくなりました。

国民年金・厚生年金・共済年金などのいずれかに加入していれば、珠数つなぎ方式による通算年金が受けら

れることになりました。

☆昭和61年4月1日

今まで、いずれかの年金制度に加入していることがあったが、今度は厚生年金・共済年金などに加入している本人と、その配偶者および公的年金の受給資格期間を満たしている人もすべて、国民年金制度の強制加入対象者となりました。

したがって、厚生年金などの加入者は、国民年金にも加入していることになり、これを二階建年金と呼んでいます。



## 保険料も高くなりました

当初100円であった保険料が今では定額保険料が7,700円、付加年金加入者は8,100円と高くなっていますが、物価スライド制により年金支給額も高くなり安定しています。

(注) ○44年4月分まで、35歳以上50円増額

○付加保険料は45年10月から始まり、350円でしたが、49年1月から400円となっています。

(単位:円)

年月	36・4	42・1	44・1	45・7	47・7	49・1	50・1	51・4	52・4	53・4
保険料	100	200	250	450	550	900	1,100	14,000	2,200	2,730
年月	54・4	55・4	56・4	57・4	58・4	59・4	60・4	61・4	62・4	63・4
保険料	3,300	3,770	4,500	5,220	5,830	6,220	6,740	7,100	7,400	7,700

## 保険料の納付総額はどのくらいになったか

昭和36年4月から64年3月までの28年間に、みなさんが納めた保険料は、総額で1人当たり約90万円となっています。

## 保険料の納付総額

定額年金加入者		付加年金加入者	
当初35歳未満	当初35歳以上	当初35歳未満	当初35歳以上
830,220 円	835,770 円	917,070 円	922,620 円

## 年金請求は何歳からが一番得をするか

日本人の平均寿命は男75.61歳、女81.39歳となりました。

老令年金の請求を、60歳から65歳までの間にした場合、それぞれ88歳到達までに、どのくらいの支給総額になるかまとめてみました。

例えば60歳請求は88歳で10,550,200円(363,800円×29年)となります。  
65歳請求は88歳で15,052,800円(627,200円×24年)となります。

## 老齢基礎年金支給総額

請求年齢	60歳(58%)	61歳(65%)	62歳(72%)	63歳(80%)	64歳(89%)	65歳(100%)
60歳	363,800 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
61歳	7,727,600	407,700	—	—	—	—
62歳	1,091,400	815,400	451,600	—	—	—
63歳	1,455,200	1,223,100	903,200	501,800	—	—
64歳	1,819,000	1,630,800	1,354,800	1,003,600	558,200	—
65歳	2,182,800	2,038,500	1,806,400	1,505,400	11,116,400	627,200
69歳	3,638,000	3,669,300	3,612,800	3,512,600	3,349,200	3,136,000
70歳	4,001,800	4,077,000	4,064,400	4,014,400	3,907,400	3,763,200
71歳	4,365,600	4,484,700	4,516,000	4,516,200	4,465,600	4,390,400
75歳	5,820,800	6,115,500	6,322,400	6,523,400	6,698,400	6,899,200
81歳	8,003,600	8,561,700	9,032,000	9,534,200	10,047,600	10,662,400
88歳	10,550,200	11,415,600	12,193,200	13,046,800	13,955,000	15,052,800



## くらしを支える年金額



## 年金額早見表

(63. 4. 1)

区分	年金の種類		年額(円)
	本人	配偶者	
老齢基礎年金(65歳支給)	627,200		
(64才)	558,200		
(63才)	501,800		
(62才)	451,600		
(61才)	407,700		
(60才)	363,800		

年	障害基礎年金(1級)		年額(円)
	(2級)	子の加算額(1人・2人目)	
障害基礎年金(1級)	784,000	各 188,100	
(2級)	627,200	各 62,700	

年	遺族基礎年金(母子)		年額(円)
	子1人のとき	子2人のとき	
遺族基礎年金(母子)	815,300	1,003,400	
子3人目以降	各 62,700		
(遺児)			
子1人のとき	627,200		
子2人のとき	815,300		
子3人目以降	各 62,700		

年	老齢年金(10年年金)		年額(円)
	(5年年金)	(22年年金)	
老齢年金(10年年金)	389,800	571,200	
(5年年金)	331,800		
(22年年金)		330,000	
老齢福祉年金(全額支給)		289,800	
(一部支給)		576,000	
(公的年金併給限度額)			
障害年金			
母子・準母子・遺児年金			

## 老齢福祉年金所得制限額表

(63. 8. 1)

扶養数	0人	1人	2人目以降
	千円	千円	千円
本人	1,378	1,708	各 330
配偶者	5,768	6,017	
扶養義務者	一部停止	3,284	3,533

## 旧年金の障害年金所得制限額表

(63. 8. 1)

扶養数	0人	1人	2人目以降
	千円	千円	千円
本人	2,228	2,558	各 330



年金の支払を待つ受給者 (63. 8. 11 柄尾郵便局)

柄尾市の62年度国民年金の受給者は5,401人で、年金の支給総額は約17億円となっています。

これに対して年間保険料の納付総額は、約4億円で差引き約13億円の年金収入が日常の生活、経済活動に役立っています。



(5) 10.25

国民年金特集号 63.10.25 (4)

## 障害年金を受けていますか

栃尾市では、国民年金の障害年金の受給者だけでも366人おります。市では、該当者が一人残らず年金を受けていただきたいのですが、本人やその家族から相談がないと、なかなか把握がむずかしいのが実態です。

障害には、手足の切断などによる外部障害だけでなく、結核などの内部障害や精神障害も含

れます。障害の程度では、1級2級を合わせて28種類もあります。診断書の種類は7種類あり、市役所で用意してあります。

日常生活に制限を受けるような状態でないながら、まだ年金を受けていない方は、ご相談ください。

### 障害等級表

障害の程度		障 壱 の 状 態
1級	1	両眼の視力の和が0.04以下
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上
	3	両上肢の機能に著しい障害
	4	両上肢のすべての指を欠く
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害
	6	両下肢の機能に著しい障害
	7	両下肢を足関節以上で欠く
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上
2級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上
	3	平衡機能に著しい障害
	4	そしゃくの機能を欠く
	5	音声又は言語機能に著しい障害
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠く
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害
	8	1上肢の機能に著しい障害
	9	1上肢のすべての指を欠く
	10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害
	11	両下肢のすべての指を欠く
	12	1下肢の機能に著しい障害
	13	1下肢を足関節以上で欠く
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度

### 診断書の種類

(肢)	肢体の障害
(精)	精神の障害
(眼)	眼の障害
(内)	心疾患・腎疾患・肺疾患 高血圧・糖尿病の障害
(他)	血液・造血器の障害
(呼)	呼吸器疾患の障害
(聴)	聴力・鼻腔・平衡機能 口腔(そしゃく・言語)の障害



精神薄弱者更生施設『守門の里』

63. 4. 18 新潟千鳥会慰問



## 保険料を未納にしておくと

国民年金に加入したからといって、保険料を未納のままにしておきますと、老齢年金・障害年金・遺族年金が受けられないことがありますから、忘れずに納めましょう。

### 老齢年金の事例



答 あなたが年金を受けるためには、保険料の納付期間が最低22年を必要とします。厚生年金と国民年金を合わせて18年しかないので、年金は受けられません。

それでも65歳までに不足分の4年間分を高齢者任意加入すれば受けられます。

### 障害年金の事例



問 私は、身体障害者手帳が1級ですか  
ら、障害年金を当然受けられると思う  
のですが。

答 あなたは、初診日以前の保険料が障  
害者になってから、あわてて納めてい  
ますので、残念ですが、年金は受けられ  
ません。

### 遺族年金の事例



問 夫を亡くしましたので、年金がもら  
えると思うのですが、保険料の納め忘  
れがあり心配です。

答 夫の保険料に、未納期間が3分の1  
を越えていますから、死亡一時金は受  
けられますが、遺族年金は受けられま  
せん。



加入者は3種類 あなたのタイプは？



### 国民年金に加入する人

第一号被保険者 強制加入者	①農業 ②自営業 ③自由業 ④無職 ⑤国・地方議会の議員 ⑥老齢年金受給者の配偶者 ⑦障害年金受給者の配偶者 ⑧遺族年金受給者 ⑨サラリーマンの奥さんで、収入があるため夫に扶養されていない ⑩サラリーマンであるが、職場の年金制度に加入していない ⑪サラリーマンを退職して、年金受給資格を満たしているが、まだ受給していない ⑫生活保護世帯 ⑬障害年金受給者（1級・2級）	保険料は自分で納めます。  (注) 生活が苦しくて保険料が納められないときは、ご相談ください。
	⑭学生 ⑮老齢年金受給者（厚生年金、共済年金） ⑯60才以上で老齢年金の受給資格期間が不足している ⑰老齢年金の受給資格期間を満たしているが、年金額を増額したい ⑱海外に居住している	保険料は、法律的に納める必要がありません。
	⑲サラリーマンで、職場の年金制度に加入している	保険料は自分で納めます。
	⑳サラリーマンの奥さんで、夫に扶養されている	保険料は、職場の年金制度からまとめて納めます。



国民年金に加入して！ 保険料を納めて！  
そしてはじめて  
年金給付が受けられます。



まだ加入していない人！  
保険料が未納になっている！  
1号・2号・3号の種別が違っている人！  
は、ご相談ください。



届出、もう、お済みですか  
まだの奥さんは、いきますぐに

- ◇サラリーマンの奥さんで、ご主人の職場の健康保険に扶養されているときは、国民年金第3号被保険者の届を市役所へ提出してください。
- ◇届出は、2年以上さかのぼることができません。  
2年を越える期間は、保険料を滞納しているとみなされ、将来、年金が受けられることがあります。
- ◇国民年金の保険料は、ご主人の加入されている職

場の年金制度全体として負担しますから、第3号被保険者の届出をしても、奥さんが保険料を直接納める必要はありません。

◇ご主人の給料から天引きされる、社会保険料は、扶養家族の人数とか、奥さんが第3号の届出をしたとか、しないとかにかかわらず、給料額の何パーセントと定められていますから、そのことによって社会保険料額が増額することはありません。

### 国民年金第3号被保険者の届け出の具体例

以前に国民年金に加入（＊）したことのある人のみ当時の記号番号を記入	以前に国民年金に加入（＊）していた人で現在国民年金に加入していない場合に記入	* 第2号被保険者としての加入は除きます。																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書</td> </tr> <tr> <td>国民年金の記号番号</td> <td>被保険者の氏名</td> </tr> <tr> <td>2150012345</td> <td>コクネン ハナコ</td> </tr> <tr> <td>新規登録</td> <td>性別</td> </tr> <tr> <td>3号（男）</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>B.3号（内申）</td> <td>3.大正</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>610401</td> <td>昭和 2001/10/1</td> </tr> <tr> <td>新規登録</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>2.外国人区分</td> <td>チヨダ カスミガゼキ</td> </tr> <tr> <td>新規登録</td> <td>千代田</td> </tr> <tr> <td>外國人</td> <td>東京都 霞が関 1-2-3</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>年金花子</td> <td>03-123-4567</td> </tr> <tr> <td>配偶者の氏名</td> <td>配偶者の生年月日</td> </tr> <tr> <td>コクネン ミロウ</td> <td>昭和 61年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td>國年 次郎</td> <td>50 10/1</td> </tr> <tr> <td>配偶者の現行加入年金制度</td> <td>配偶者の現行加入年金制度</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>厚生年金保険</td> </tr> <tr> <td>雇用年金保険</td> <td>雇用年金保険</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険</td> <td>国民年金保険</td> </tr> <tr> <td>組合員番号</td> <td>組合員番号</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>組合員番号</td> <td>組合員番号</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>組合員番号</td> <td>組合員番号</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>組合員番号</td> <td>組合員番号</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>組合員番号</td> <td>組合員番号</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>配偶者の勤務先事業主等欄記入</td> <td>配偶者の勤務先事業主等欄記入</td> </tr> <tr> <td>1. 健康保険証等により確認 2. その他により確認 （意見がある場合）</td> <td>1. 健康保険証等により確認 2. その他により確認 （意見がある場合）</td> </tr> <tr> <td>この届書記載のとおり届出します。</td> <td>この届書記載のとおり届出します。</td> </tr> <tr> <td>都道府県知事</td> <td>都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>市町村長</td> <td>市町村長</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>千代田区 霞が関 1-2-3</td> <td>千代田区 霞が関 1-2-3</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>國年花子</td> <td>國年花子</td> </tr> <tr> <td>○記載者の勤務先事業主等欄記入</td> <td>○記載者の勤務先事業主等欄記入</td> </tr> <tr> <td>1. 本名はボールペンで用いて精査 ではっきりと記入してください。 2. *印の箇所は、該当する箇所の 数字を下に押印してください。 3. 他の箇所は、記入する必要があります。 市区町村受付印</td> <td>1. 本名はボールペンで用いて精査 ではっきりと記入してください。 2. *印の箇所は、該当する箇所の 数字を下に押印してください。 3. 他の箇所は、記入する必要があります。 市区町村受付印</td> </tr> </table>			国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書		国民年金の記号番号	被保険者の氏名	2150012345	コクネン ハナコ	新規登録	性別	3号（男）	女	B.3号（内申）	3.大正	郵便番号	生年月日	610401	昭和 2001/10/1	新規登録	住 所	2.外国人区分	チヨダ カスミガゼキ	新規登録	千代田	外國人	東京都 霞が関 1-2-3	郵便番号	電話番号	年金花子	03-123-4567	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	コクネン ミロウ	昭和 61年 4月 1日	國年 次郎	50 10/1	配偶者の現行加入年金制度	配偶者の現行加入年金制度	厚生年金保険	厚生年金保険	雇用年金保険	雇用年金保険	国民年金保険	国民年金保険	組合員番号	組合員番号	21	21	組合員番号	組合員番号	22	22	組合員番号	組合員番号	23	23	組合員番号	組合員番号	24	24	組合員番号	組合員番号	25	25	配偶者の勤務先事業主等欄記入	配偶者の勤務先事業主等欄記入	1. 健康保険証等により確認 2. その他により確認 （意見がある場合）	1. 健康保険証等により確認 2. その他により確認 （意見がある場合）	この届書記載のとおり届出します。	この届書記載のとおり届出します。	都道府県知事	都道府県知事	市町村長	市町村長	住所	住所	千代田区 霞が関 1-2-3	千代田区 霞が関 1-2-3	氏名	氏名	國年花子	國年花子	○記載者の勤務先事業主等欄記入	○記載者の勤務先事業主等欄記入	1. 本名はボールペンで用いて精査 ではっきりと記入してください。 2. *印の箇所は、該当する箇所の 数字を下に押印してください。 3. 他の箇所は、記入する必要があります。 市区町村受付印	1. 本名はボールペンで用いて精査 ではっきりと記入してください。 2. *印の箇所は、該当する箇所の 数字を下に押印してください。 3. 他の箇所は、記入する必要があります。 市区町村受付印
国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書																																																																																						
国民年金の記号番号	被保険者の氏名																																																																																					
2150012345	コクネン ハナコ																																																																																					
新規登録	性別																																																																																					
3号（男）	女																																																																																					
B.3号（内申）	3.大正																																																																																					
郵便番号	生年月日																																																																																					
610401	昭和 2001/10/1																																																																																					
新規登録	住 所																																																																																					
2.外国人区分	チヨダ カスミガゼキ																																																																																					
新規登録	千代田																																																																																					
外國人	東京都 霞が関 1-2-3																																																																																					
郵便番号	電話番号																																																																																					
年金花子	03-123-4567																																																																																					
配偶者の氏名	配偶者の生年月日																																																																																					
コクネン ミロウ	昭和 61年 4月 1日																																																																																					
國年 次郎	50 10/1																																																																																					
配偶者の現行加入年金制度	配偶者の現行加入年金制度																																																																																					
厚生年金保険	厚生年金保険																																																																																					
雇用年金保険	雇用年金保険																																																																																					
国民年金保険	国民年金保険																																																																																					
組合員番号	組合員番号																																																																																					
21	21																																																																																					
組合員番号	組合員番号																																																																																					
22	22																																																																																					
組合員番号	組合員番号																																																																																					
23	23																																																																																					
組合員番号	組合員番号																																																																																					
24	24																																																																																					
組合員番号	組合員番号																																																																																					
25	25																																																																																					
配偶者の勤務先事業主等欄記入	配偶者の勤務先事業主等欄記入																																																																																					
1. 健康保険証等により確認 2. その他により確認 （意見がある場合）	1. 健康保険証等により確認 2. その他により確認 （意見がある場合）																																																																																					
この届書記載のとおり届出します。	この届書記載のとおり届出します。																																																																																					
都道府県知事	都道府県知事																																																																																					
市町村長	市町村長																																																																																					
住所	住所																																																																																					
千代田区 霞が関 1-2-3	千代田区 霞が関 1-2-3																																																																																					
氏名	氏名																																																																																					
國年花子	國年花子																																																																																					
○記載者の勤務先事業主等欄記入	○記載者の勤務先事業主等欄記入																																																																																					
1. 本名はボールペンで用いて精査 ではっきりと記入してください。 2. *印の箇所は、該当する箇所の 数字を下に押印してください。 3. 他の箇所は、記入する必要があります。 市区町村受付印	1. 本名はボールペンで用いて精査 ではっきりと記入してください。 2. *印の箇所は、該当する箇所の 数字を下に押印してください。 3. 他の箇所は、記入する必要があります。 市区町村受付印																																																																																					

従業員の氏名と生年月日を記入し、氏名は必ずフリガナをつけ  
る。

「10」に○印をして、従業員の厚  
生年金保険の記号番号を記入

従業員に扶養されている配偶者の氏名、住所等を記入	届け出する人の住所、電話番号、氏名を記入のうえ、押印
--------------------------	----------------------------

従業員に扶養されている配偶者の氏名、住所等を記入 届け出する人の住所、電話番号、氏名を記入のうえ、押印

# アセンブリー 会報

発行 新潟県柏尾市議会 (0258-52-5817) 編集 柏尾市議会報編集委員会



# 開発が期待される守門岳周辺

登山、スキー、また  
林産物の宝庫として、  
市民に親しまれ愛され  
ている守門岳。

早くから開発が望ま  
れ今回の議会でも活発  
な発言があり、この守門  
岳一帯の開発に大きな  
期待が寄せられている。

## 主な内容

- ▷ 主な議案の審議結果／請願・意見書／教育委員人事… 2 ページ
  - ▷ 常任委員会の審査結果／臨時市議会／中越六市研修会  
..... 3 ページ
  - ▷ 一般質問（4人）／特別委員会の活動..... 4 ~ 5 ページ
  - ▷ 海外行政視察報告／議会日誌

No. 29  
3.10.25  
9月定例会)

63・10・25発行

(6)

(6)

海外行政視察報告

坂平  
井林  
重豊  
義作  
議員

カナダ、アメリカ西海岸行政視察に参加して（所感）  
七月十二日晴れ、六時三十分朝食、七時十五分観光バスで乗車、コロンビア大氷原の視察に向かう。車中カナダの実情についてガイドさんから説明を受ける。カナダは人口二千五百万人口面積は日本の二七倍、この一言を聞くだけでもスケールの大きさに感嘆。（すぐ日本と比較する）今の時期は昼が長く日没は十時頃で朝は四時には明るくなる。そして平均気温二十度と大変過ごし易い。また至るところでキャンピングカーを見かけた

# 海外行政視察報告

えた美しい湖は、私にとつて生涯忘ることの出きない想い出となりました。河川は自然の流れに沿つて自然そのものの、雄大な景観を満喫。片側五車線のハイウェイを突っ走る。(車道の両脇に柵が連なる)これは動物を交通事故から守る為で、逆に車道に飛び出した動物は帰れず事故にあう。この事では頭を悩ましていた(その事でした)十八時三十分。今日の宿泊地バンク、スプリングスホテルに到着、(一九二〇年カナディアン・バシフィック鉄道が建設した由緒あるホテルでお城のような建物)以上は観察二日目の行動ですが、十日間の観察を感じた東を次にまとめてみました。「ハワイでは、感謝と敬いの精神を親が子供に教えている。(今日の日本はどうか。)

公共施設の利用は、受益者負担で補助金ではない。(日本では公共施設なんだからが多い)。三、日本人観光客が多い。特に若い層(二十才前後の女性)が多い。外国人では老夫婦の旅行者が多い。(日本もそうありたいと感じた)。在日系人が肩身の狭い思いをしなければならない事があるとともに聞かさ

れた。四、ノースモーキング  
どこの観光地に行つてもタバコを吸いながらという事が何か悪い事をしていると感じる  
ような時代が来た。視察、観光を続いている時は、その所場所どこに行つても良いところだなあと思いつつまわつてゐたが今、日本に帰つて想い出を綴つてゐる時、やはり日本が一番良いところだなあ、日本人として、日本人である事に誇りを持つて一層がんばらなくてはと感じてゐるところです。今回の北信越市議会議長会主催による行政視察に参加させて戴いた事は、またない経験と多くの知識を得た親交の数々に感謝の気持ちでいっぱいです。企画、運営された皆様方本当にありがとうございました。

市民の最大関心事の守門開発計画が示され、又県からは行革の一端として保健所の統廃合案が示されて、其の中に桝尾保健所廃止も計画にあつた為、一般質問で全員がこれらの質問に集中すると言う、九月定例会としてはかつて例の無い質問風景となりました。従つて議会中熱心に審議が行なわれ、保健所問題では章見書を送付提出と言う形では無く、委員会で出県して提出すると共に意志を口頭で申し述べて来ると言う形を取りました。限られた紙面の中ではカクもどかしさもあります。又、編集の向上の為当委員会では、近く他市様子を見聞する予定で居ります。



